

（提出先）

瀬戸内・松山ツーリズム推進会議 会長 様

申請者 所在地 \_\_\_\_\_  
 名 称 \_\_\_\_\_  
 代表者職名 \_\_\_\_\_

修学旅行誘致促進事業助成金 交付申請書

修学旅行誘致促進事業助成金交付要領第5条の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり、助成金の交付を申請します。

記

日程		年 月 日 ~ 年 月 日	
松山市内での宿泊日		月 日	施設名
広島地域での宿泊日		月 日	施設名
学校名		学校	
児童・生徒人数		名	
助成金の種類	基本・加算の別	内容	助成金額
	(1) 基本額 (100人上限) (該当に○)	松山市内での宿泊	① 500 × 人 = 円
		松山市内と広島地域に宿泊	② 600 × 人 = 円
	(2) 加算額 (該当に○)	J R 路線または航路利用	30,000 円
		新規校加算	30,000 円
地域加算 (九州出発)		10,000 円	
	松山体験プログラム加算	20,000 円	
交付申請額		¥ _____ ※ (基本額 × 児童または生徒人数) + 各加算額	
発行責任者	部署		役職
	氏名		連絡先
発行担当者	部署		役職
	氏名		連絡先

【注意】

※助成金額の算定の対象は児童または生徒に限ります。引率やその他の同行者は含まれません。

【参考】瀬戸内・松山地域 修学旅行誘致促進事業助成金交付要領

(交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする助成対象者は、助成金の対象となる修学旅行の出発日の前日までに交付の申請をしなければならない。ただし、次に定める場合は、この限りではない。

- (1) 出発日が令和7年4月1日に設定されているもの。
- (2) その他瀬戸ツー会長（以下「会長」という。）が認めるもの。

2 助成金の交付を受けようとする助成対象者は、次の各号に定める書類を会長に提出しなければならない。ただし、(2)で申請内容（宿泊先及び加算額等）が確認できる場合は、(3)及び(4)の提出を省略することができる。

- (1) 助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) 修学旅行行程表
- (3) 宿泊先が確認できる書類
- (4) 加算額の適用条件を満たすことが確認できる書類
- (5) その他会長が必要と認める書類

別表（第3条関係）

	条件	児童または生徒 1人あたりの基準額	適用される 最大人数	上限額
基本額	松山市内での宿泊	500円	100名	50,000円
	松山市内と広島地域（広島市、呉市、廿日市市）に宿泊	600円	100名	60,000円

	条件	対象事業	1校あたりの加算額
加算額	JR路線または 航路利用加算	次のいずれかが行程に含まれるもの。 ・西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社の運行する鉄道路線 ・広島（広島港）－呉（呉港）－松山（松山観光港）航路（石崎汽船株式会社、瀬戸内海汽船株式会社が運行するクルーズフェリー、スーパージェット） ・広島地域－松山（松山観光港・大浦港）のチャーター船	30,000円
	新規校加算	松山市で初めて修学旅行を実施する学校	30,000円
	地域加算	出発地が九州（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）の学校	10,000円
	松山体験 プログラム加算	松山市内で実施する、中島体験、ロゲイニング体験、吟行体験、竹工芸制作体験、考古館体験、SDGsプログラム、その他会長が認めるもの	20,000円